

★

広島県会計規則の一部を改正する規則（規則第三十三号）（審査指導課）

一 改正の要旨

行政組織の再編に伴い、関係規定を整理するとともに、廝の支出期限に例外を設けるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第三十四号）

）（審査指導課）

一 改正の要旨

行政組織の再編に伴い、関係規定を整理するなど必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県文書等管理規則の一部を改正する規則（規則第三十五号）（総務課）

一 改正の要旨

歴史資料として重要な行政文書の県民による利用を促進するため、文書館への移管対象となる保存年限区分として三十年を新設するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第三十六

号）（総務課）

一 改正の要旨

民法の一部改正により、法人を未成年後見人に選任できることとなつたことに伴い、次の規則に必要な改正を行つた。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
- 2 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則
- 3 児童福祉法施行細則
- 4 広島県看護師等修学資金貸付規則
- 5 広島県理学療法士等修学資金貸付規則
- 6 広島県立三次看護専門学校学則
- 7 広島県立獣医師修学資金貸付規則
- 8 広島県介護福祉士修学資金貸付規則
- 9 広島県立職業能力開発校規則
- 10 広島障害者職業能力開発校規則
- 11 広島県立短期大学校規則
- 12 広島県立農業技術大学校規則
- 13 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第三十七号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（以下「特例条例」という。）の一部改正などに伴い、規則に基づく事務の範囲を定める規定について必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日。ただし、旅券法に係るものについては、平成二十四年十月一日

★　広島県立美術館の入館料に関する規則の一部を改正する規則（規則第三十八号）（文化
芸術課）

一 改正の要旨

広島県立美術館条例が改正され、広島県立美術館の入館料の一部が利用料金制に移行
したことにより、必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十九号）（障害者支援課）

（平成二十四年四月一日）

一 改正の要旨

児童福祉法の一部改正に伴い、必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、指定一般相談支援事業者の指定申請及び業務管理体制の届出に係る規定を追加するとともに、指定等に係る公示を県のウェブサイトに変更するなどの改正を行った。

二 施行期日

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

★ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(規則第四十一号) (高齢者支援課)

一 制定の理由

老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 規則の内容

- 1 設備、職員及び会計の記録並びに入所者の処遇の状況に関する記録を整備することとした。
- 2 栄養並びに入所者の心身の状況及び好を考慮した食事を適切な時間に提供することとした。
- 3 入所者に対し生活相談、健康管理及び衛生管理について適正に行うこととした。
- 4 施設長及び生活相談員の責務について定めた。
- 5 協力病院等を定めることとした。
- 6 その他必要な事項を定めた。

三 施行期日

平成二十四年四月一日



★ 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（規則第四十二号）（高齢者支援課）

一 制定の理由

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 規則の内容

- 1 設備、職員及び会計の記録並びに入所者等の処遇の状況に関する記録を整備することとした。
- 2 栄養並びに入所者等の心身の状況及び好を考慮した食事を適切な時間に提供することとした。
- 3 入所者等に対し相談及び援助、社会生活上の便宜の提供、健康管理及び衛生管理について適正に行うこととした。
- 4 施設長の責務について定めた。
- 5 協力病院等を定めることとした。
- 6 その他必要な事項を定めた。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（規則第四十三号）（介護保険課）

一 制定の理由

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の施行に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 規則の内容

- 1 指定介護老人福祉施設の開設者が重要事項を入所申込者等に説明する際の、文書の交付に代わる説明書の提供方法について定めた。
- 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、栄養並びに入所者等の心身の状況及び好を考慮した食事を適切な時間に提供することとした。
- 3 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者等に対し、相談及び助言等の援助、社会生活上の便宜の提供、健康管理及び衛生管理について適正に行うこととした。
- 4 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者等からの提供したサービスについての苦情の内容等の記録及び入所者等の処遇の状況等に関する記録を整備することとした。
- 5 管理者の責務について定めた。
- 6 その他必要な事項を定めた。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（規則第四十四号）（介護保険課）

一 制定の理由

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 規則の内容

- 1 介護老人保健施設の開設者が重要事項を入所申込者等に説明する際の、文書の交付に代わる説明書の提供方法について定めた。
- 2 介護老人保健施設の開設者は、栄養並びに入所者等の心身の状況、病状及び好を考慮した食事を適切な時間に提供することとした。
- 3 介護老人保健施設の開設者は、入所者等に対し相談及び助言等の援助、レクリエーション等の機会の提供及び衛生管理について適正に行うこととした。
- 4 介護老人保健施設の開設者は、入所者等からの提供したサービスについての苦情の内容等の記録及び入所者等の処遇の状況等に関する記録を整備することとした。
- 5 管理者の責務について定めた。
- 6 その他必要な事項を定めた。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（規則第四十五号）（介護保険課）

一 制定の理由

介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 規則の内容

- 1 指定介護療養型医療施設の開設者が重要事項を患者に説明する際の、文書の交付に代わる説明書の提供方法について定めた。
- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、栄養並びに入院患者の心身の状況、病状及び喜好を考慮した食事を適切な時間に提供することとした。
- 3 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対し、レクリエーション等の機会の提供及び衛生管理について適正に行うこととした。
- 4 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者からの提供したサービスについての苦情の内容等の記録及び入院患者の処遇の状況等に関する記録を整備することとした。
- 5 管理者の責務について定めた。
- 6 その他必要な事項を定めた。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★

職場適応訓練生に対する訓練手当支給規則の一部を改正する規則（規則第四十六号）
（雇用労働政策課）

一 改正の要旨

職場適応訓練生に支給する受講手当について、支給限度を定めるとともに額の改定を行つた。

二 施行期日

平成二十四年四月一日



職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行
規則（規則第四十七号）（職業能力開発課）

一 制定の理由

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例の施行に伴い、必要な事項を定めた。

二 規則の内容

1 職業訓練の訓練基準を次のとおり定めた。

(一) 普通課程の教科の訓練基準は、将来多様な技能及び知識を有する労働者となるため必要な適切なものとした。

(二) 短期課程の教科の訓練基準は、職業に必要な技能及び知識を習得させるために適切なものとした。

(三) 専門課程の教科の訓練基準は、将来職業に必要な高度の技能及び知識を有する労働者となるために必要な適切なものとした。

(四) 専門短期課程の教科の訓練基準は、職業に必要な高度の技能及び知識を習得させるために適切なものとした。

2 職業訓練指導員の資格の基準を次のとおり定めた。

(一) 普通職業訓練における職業訓練指導員は、大学卒業後四年以上の実務経験を有する者等とした。

(二) 高度職業訓練における職業訓練指導員は、学士の学位を有し、五年以上の実務経験を有する者等とした。

3 その他必要な規定の整備を行った。

三 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（規則第四十八号）（職業能力開発
課）

一 改正の要旨

広島県立高等技術専門校で実施する職業訓練の充実を図るため、訓練科の改編を行うとともに、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の制定等に伴い、必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島障害者職業能力開発校規則の一部を改正する規則（規則第四十九号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

広島障害者職業能力開発校で実施する職業訓練の充実を図るため、訓練科の改編を行うとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）において、職業能力開発促進法の一部が改正されたことなどに伴い、必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則（規則第五十号）（職業能力開発課
）

一 改正の要旨

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の制定等に伴い、必要な改正を行つた。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 事業主等の行う職業能力開発の援助に関する規則の一部を改正する規則（規則第五十一号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則の制定等に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十二号）（都市計画課）

一 改正の要旨

行政財産の使用料に関する条例の一部が改正され、地下埋設物件に係る行政財産の使用料が改定されたことに伴い、当該使用料に準じて定めている都市公園の占用に係る土地の使用料の改定を行つた。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★ 広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則（規則第五十三号）（都市計画課）

)

一 改正の要旨

屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を表示し、又は設置するときの許可基準を明確にするなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日



特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定事務に関する規則の一部を改正する規則

(規則第五十四号) (建築課)

一 改正の要旨

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令等において、事務の一部が廃止されるなどの改正が行われたことに伴い、必要な規定の整理を行つた。

二 施行期日

平成二十四年四月一日

★

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第五十五号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十四年四月一日